

「経路特定区間」と「選択乗車」の扱い

J R T 四国内の路線では、予讃線の伊予小松～松山間は「経路特定区間」の、また予讃線ならびに長浜線の伊予市～伊予大洲間が「選択乗車」の扱いが適用されます。

両者は内容的に大きく扱いが異なりますので、ご利用の際はご注意ください。

1) 予讃線 伊予小松～松山間 = 経路特定区間 (運賃・料金計算の特例)

予讃線の伊予小松～松山間を含む区間をご利用になる場合、実際の乗車経路にかかわらず、距離の短い本線経由の営業キロ程で、運賃・料金等を計算します。

片道100kmを超える乗車券の場合は、どちらの経路上でも途中下車できます。

(例) 新居浜～松山間の乗車券と自由席特急券をお求めになる場合

→ 本線経由の営業キロ(57.1km)を適用します

運賃 950円 + 自由席特急料金 1,060円 = 合計 2,010円

本線経由または支線(今治)経由のどちらのルートでもご利用できます。なお途中下車は出来ません。

2) 予讃線・長浜線 伊予市～伊予大洲間 = 選択乗車 (乗車券の効力に関する特例)

予讃線・長浜線の伊予市～伊予大洲間を含む区間をご利用になる場合、お求めになった乗車券に記載された経路に関わらず、予讃線(内子)経由および長浜線(伊予長浜)経由のどちらの経路でもご乗車できます。

片道100kmを超える乗車券の場合は、どちらの経路上でも途中下車できます。

なお、特急券等については、この取扱はいたしません。

(例) 松山～八幡浜間(内子経由)と記載された乗車券をお求めの場合

→ 内子経由でも長浜経由でもどちらでもご乗車できます

券面の金額は、内子経由の営業キロ(61.8km)を適用した1,110円となります。

なお、上記いずれの場合も、定期乗車券の場合にはこの取扱はいたしませんので、ご注意ください。

(例) 新線経由の定期乗車券で支線をご利用になった場合、実際に乗車したキロ程に応じた運賃をいただきます。